

お客さま 各位

中 兵 庫 信 用 金 庫

預金取引規定・カード規定・振込規定等の改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2020年4月1日の民法改正を踏まえ、2020年4月1日より預金取引規定・カード規定・振込規定等について以下のとおり改定いたします。

なお、民法改正による主な改定事項は、下記のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

<主な改定事項>

- ①成年後見人その他法定代理人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ②各規定等変更時の周知方法等について明確化
- ③定期預金等の期限前解約の取扱について明確化
- ④住所変更等の届出をいただいていない場合のお客さまへの通知について明確化
- ⑤デビットカード取引契約成立時の行為内容の明確化

以 上

記

1. 預金共通規定 新旧対照表

預金共通規定は、普通預金（普通預金無利息型を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金、および期日指定定期預金、積立式期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金、定期積金（以下これらを「定期預金等」といいます。）、定期性総合口座取引等に係る改定となります。

改定前（旧）	改定後（新）
3.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。 <u>（追加）</u> (2)～(5) 略	3.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人その他の法定代理人の氏名その他必要な事項を届け出てください。 <u>預金者の成年後見人その他の法定代理人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2)～(5) 略
<u>（新設）</u>	8.（通知等） <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> <u><以下条項について条項番号繰り下げ></u>
<u>（新設）</u>	13.（規定の変更） <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

以 上

2. 定期預金共通規定 新旧対照表

定期預金共通規定は、期日指定定期預金、積立式期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金、定期積金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に係る改定となります。

改定前（旧）	改定後（新）
2.（預金の解約、書替継続） （新設） （2）～（4） 略	2.（預金の解約、書替継続） （1）定期預金等は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 （2）～（4） 略

以上

3. 期日指定定期預金規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
2.（利息） （1）～（2） 略 （3）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略	2.（利息） （1）～（2） 略 （3）この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略

以上

4. 自動継続期日指定定期預金規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
3.（利息） （1）～（4） 略 （5）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略	3.（利息） （1）～（4） 略 （5）この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略

以上

5. 積立式期日指定定期預金規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
5.（利息） （1）～（3） 略 （4）当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略	5.（利息） （1）～（3） 略 （4）この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 以下 略

以上

6. 自由金利型定期預金（M型）規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>2.（利息） (1)～(2) 略 (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>	<p>2.（利息） (1)～(2) 略 (3) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>

以上

7. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>2.（利息） (1)～(3) 略 (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>	<p>2.（利息） (1)～(3) 略 (4) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>

以上

8. 自由金利型定期預金規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>2.（利息） (1)～(2) 略 (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>	<p>2.（利息） (1)～(2) 略 (3) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>

以上

9. 自動継続自由金利型定期預金規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>2 . (利 息) (1) ~ (3) 略 (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」といいます。) および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>	<p>2 . (利 息) (1) ~ (3) 略 (4) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」といいます。) および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。 以下 略</p>

以 上

10. 変動金利定期預金規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> は次のとおり支払います。 以下 略</p>	<p>3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> は次のとおり支払います。 以下 略</p>

以 上

11. 自動継続変動金利定期預金規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> は次のとおり支払います。 以下 略</p>	<p>3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息</u> は次のとおり支払います。 以下 略</p>

以 上

12. 定額複利預金規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p><非自動継続型> 3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> 以下 略</p>	<p><非自動継続型> 3 . (利 息) (1) ~ (2) 略 (3) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> 以下 略</p>

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p><自動継続型> 4 . (利 息) (1) ~ (5) 略 (6) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> 以下 略</p>	<p><自動継続型> 4 . (利 息) (1) ~ (5) 略 (6) <u>この預金を前記定期預金共通規定第2条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> 以下 略</p>

以 上

13. 定期積金（スーパー積金）規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>4 . (給付補填金等の計算) (1) 略 (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① 略 ② <u>当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび前記預金共通規定第1条により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u> ③ 略</p>	<p>4 . (給付補填金等の計算) (1) 略 (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① 略 ② <u>この積金を前記定期預金共通規定第2条第1項により満期日前の解約をする場合および前記預金共通規定第1条により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u> ③ 略</p>

以 上

<カード取引関連規定>

14. なかしん（ローン）カード規定 新旧対照表

以下の対照表は、カード規定とローンカード規定の共通規定となります。

改定前（旧）	改定後（新）
<p>17. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫（追加）、普通預金規定（追加）、総合口座取引規定、貯蓄預金30型規定、貯蓄預金10型規定および振込規定により取扱います。</p>	<p>17. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫預金共通規定、普通預金規定（普通預金無利息型を含む）、総合口座取引規定、貯蓄預金（共通、30万円型、10万円型）規定および振込規定により取扱います。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>18. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

以上

15. なかしん法人キャッシュカード規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>17. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫（追加）、普通預金規定（追加）および信用金庫内国為替制度諸規則により取扱います。</p>	<p>17. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当金庫預金共通規定、普通預金規定（普通預金無利息型を含む）および振込規定により取扱います。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>18. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

以上

16. ICカード特約 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><u>(新設)</u></p>	<p>5. (特約の変更) (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

以上

17. 生体認証ICカード特約 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><u>(新設)</u></p>	<p>5. (特約の変更) (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

以上

18. デビットカード規定 新旧対照表

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>(追加)</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>略</p> <p>①日本デビットカード推進協議会 (以下「協議会」といいます。) 所定の加盟店規約 (以下「規約」といいます。) を承認のうえ、<u>協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関 (以下「加盟店銀行」といいます。) と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人 (以下「直接加盟店」といいます。)</u> (追加)</p> <p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 (追加)</p> <p>③規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 (追加)</p>	<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>略</p> <p>①日本電子決済推進機構 (以下「機構」といいます。) 所定の加盟店規約 (以下「規約」といいます。) を承認のうえ、<u>機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関 (以下「加盟店銀行」といいます。) と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人 (以下「直接加盟店」といいます。)</u>。 ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、<u>当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 (以下「間接加盟店」といいます。)。 ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、<u>当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 (以下「組合事業加盟店」といいます。)。 ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、<u>当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p>
<p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下「デビットカード取引契約」といいます。) が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。) が成立するものとします。</p> <p>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者 (以下本条において「譲受人」と総称します。) に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p> <p>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、<u>売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p>

改定前（旧）	改定後（新）
<p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、<u>（追加）</u>同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p>	<p>5.（読替規定） カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、<u>同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第2章 規定の変更 1.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以上

<振込関係>

19. 振込規定 新旧対照表

改定前（旧）	改定後（新）
<p><u>（新設）</u></p>	<p>14.（規定の変更） <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以上